

小金井市特定非営利活動法人 サポート利子補給金交付制度 のご案内

市内に主たる事務所を有し、特定非営利活動を行っている特定非営利活動法人(NPO法人)が、小金井市と契約した金融機関から事業に必要な資金を借り入れた場合

当該融資にかかる支払い利子の一部を市が負担します。

この制度を利用すると

支払利子の最大1/2を補助！

ただし、補助金額の上限は1.7%、
申請者負担額の下限は0.8%
として計算した利子の金額となります。

- ・利子補給金額は市が算定します。
- ・上記の利率数値は年利を示します。

**令和7年10月～令和8年3月の支払利子に対する
補助申請の受付期間は**

**令和8年2月13日（金）～令和8年3月6日（金）です。
(午前8時半から午後5時まで)**

応募資格や申込方法等、詳しくは裏面をご覧下さい

* 申請書類の準備には、時間を要することが想定されます。（金融機関の証明が必要な書類等もあります。）お問合せはお早めにお願いいたします。

利子補給について

市内に主たる事務所を有している特定非営利活動法人が、特定非営利活動に必要とする事業資金を借り入れている場合、対象融資限度額の範囲内で、支払利子の最大1／2を市が補助いたします。（算定は市が行い、1円未満は切り捨てとなります）

- * 補助金額の上限は1.7%、申請者負担金額の下限は0.8%として計算した利子の金額となります。（数値は年利を示します）
- * 借入時期や金額等により、利子補給が行えない場合、一部のみ対象とする場合もあります。詳しくはお問い合わせください。
- * 小金井市と契約した金融機関からのお借り入れの場合に限ります。（※1）なお、証書貸付の場合のみ対象です。

※1 小金井市と契約した金融機関で、小金井市小口事業資金融資あっせん制度の取扱金融機関に限ります。詳しくはお問い合わせください。

申込資格

次の①～④を全て満たすこと

① 法人について

特定非営利活動促進法の規定により特定非営利活動法人としての認証を受けていること。
認証後の手続き等を遅滞なく行っており、申請日において、特定非営利活動を行っていること。
事業報告書などの所轄庁への提出等、設立後の義務を怠っていないこと。

② 住所

申請日において、市内に主たる事務所を有していること。
(原則として、小金井市内に主たる事務所を有している期間のみが利子補給の対象となります)

③ 納税

市税の納税義務者である場合は、納期到来分（申請時まで）を完納していること。
(法人、代表者個人ともに完納していることが必要です)

④ 融資

特定非営利活動に必要とする事業資金を、小金井市と契約した金融機関から、特定非営利活動法人として融資を受け、当該融資の返済を約定どおりに行っていること。（一部内入れ返済を除きます）
または、令和7年10月から令和8年3月までの期間に返済を終了していること。

申込受付

令和7年10月～令和8年3月までの支払い利子に対する補助申請の受付期間は

令和8年2月13日（金）から令和8年3月6日（金）まで（午前8時半から午後5時まで）

提出書類

- 1 小金井市特定非営利活動法人サポート利子補給金交付申請書（様式第1号）
- 2 市税の納税証明書、又は領収書の写し ※1
- 3 小金井市特定非営利活動法人サポート利子補給制度融資実行証明書（様式第2号） ※2
- 4 対象期間に係る支払い利子の金額が分かる書類の写し（預金通帳の写し等）
- 5 取扱金融機関が発行した返済予定表の写し ※3
- 6 法人の定款
- 7 役員名簿
- 8 事業報告書および活動計算書（所轄庁に提出した、一番最近の年度に関するもの）
設立後1年未満の場合は、設立申請時に所轄庁に提出した事業計画書および活動予算書
- 9 登記簿謄本、または、登記事項全部証明書
- 10 小金井市特定非営利活動法人サポート利子補給金交付請求書（様式第5号）

※1 小金井市税については、市の担当者が、公簿等により申請者の状況について確認してよい場合、提出を省略することができます。小金井市以外の地域については、その地域の納税に関する書類が必要です。

※2 金融機関の証明が必要です。証明に関して料金がかかる場合がありますが、その料金については申請者負担となります。
なお、融資実行証明書（様式第2号）の提出は、初回申請のみとなります。

※3 当該期間に関するもの全てが必要です。変動金利の場合、それぞれの金利が記載されたもの全てが必要です。

※ 様式第〇号と記載のあるものは市役所所定の用紙になります。

審査結果について

申請内容を審査し、3月中旬から3月下旬の間に利子補給金の交付、又は、不交付を決定し、申請者に通知します。交付が決定した場合は、原則として、通知後1ヶ月以内に指定口座に利子補給金を振り込みます。
なお、審査により、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ

市民部経済課 産業振興係（第二庁舎4階）

〒184-8504 小金井市本町6-6-3

電話：042-387-9831

FAX：042-386-2609